４　各分野における求められる役割

⑴　健康危機管理

感染症によるパンデミック及び大規模災害等の健康危機が発生した場合には、所属部署の枠を超えて、全ての保健師が共通の使命を持ち率先して対応にあたります。そのため、平時から健康危機管理に関する基礎的理解と対応力を培い、それぞれの役割や連携体制を確認し、健康危機事案発生時には適切かつ迅速な対応が求められます。

①　感染症

感染症対策においては、結核や感染性胃腸炎集団発生、その他急性感染症等の健康危機事案に迅速に対応するとともに、関係機関等との連携を強化し、感染症に関する様々な情報（発生状況や予防策等）について、市民に周知啓発等を行い、市民一人ひとりの感染症に対する対応力の向上を図ります。

また、令和２年に発生した新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の改正に基づき、令和６年３月に、府市一体で京都府感染症予防計画を策定し、その実行性を担保するため、京都市保健所健康危機対処計画を策定しました。

これらの計画に基づき、全ての保健師が新興感染症等の重大な健康危機に対応する可能性があることを強く認識し、その専門性を発揮して、標準予防策等の基本的な感染症予防対策から有事の感染症対応までを継続的に実施できるよう、平時から感染症に関する知識・技術を身につけるとともに、有事には、他職種や関係機関とも連携しながら、主導的に危機管理対応を行います。

②　災害

地震や水害、大規模な火災等の大規模災害発生時には、甚大な人的被害や生活環境の悪化が予想されます。このような状況下では、被災者の生命と健康を守ることが優先課題となり、保健師は、避難所等における衛生管理の徹底、インフルエンザや感染性胃腸炎等の感染症の発生・まん延防止、エコノミークラス症候群等といった二次的健康被害の予防や精神的ストレスを抱える被災者のメンタルケア等、多岐にわたる対応が求められます。

そのため、行政機関のみならず、医療機関、社会福祉機関、ボランティア団体、ＮＰＯに加え、ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）やＤＷＡＴ（災害派遣福祉チーム）といった専門チーム等、多様な専門分野の連携と協働が不可欠です。

これらの健康危機事案に備え、平時から関係機関等との連携を強化するとともに、災害に関する様々な情報について、市民に周知啓発等を行い、市民一人ひとりの災害時における健康危機に対する対応力の向上を図ります。

さらに、本市以外で大規模災害が発生した際には、国や被災自治体からの派遣要請に基づき、現地での保健活動や対策本部の業務等に従事するとともに、その経験を本市での災害発生時の活動にいかしていくことで、組織的な防災力の向上を図り、災害に強いレジリエントなまちづくりに寄与します。

⑵　母子保健・児童福祉

親子の健全な育成を促進するため、新たなヘルスケアの考え方であるプレコンセプションケアの推進や、妊娠期、出産前後、子育て期に応じた相談支援を体系的に展開し、親子の心身の状態や子の養育状況の把握、子育て家庭に寄り添った切れ目のない子ども支援を母子保健・児童福祉双方の視点を持って一体的に実施します。具体的には、母子健康手帳発行時からの伴走型相談支援、妊産婦や新生児等をはじめとした訪問指導や乳幼児健康診査、健康教室等の母子保健事業を通じて、子どもの疾病や障害、発育・発達の遅れ等の発見に努め、早期に必要な医療や療育等につなぐとともに、子どもの発育・発達を促すための助言指導を行う等、成長に伴う様々なニーズに柔軟に応えられる相談支援を実施します。

さらに、担当地域の特徴や課題を把握し、妊娠期及び親子の心身の健康を守る地域づくりを推進していきます。加えて、親子関係をはじめとする子育て環境を把握し、家庭や地域における子育て機能の低下や、親の孤独感・不安感等の課題に気づき、必要な支援を行うとともに、地域の関係機関と協働して子育て環境の充実を図り、児童虐待の予防及び未然防止に努めます。

児童福祉においては、児童虐待への対策を基盤とし、複合的な課題や様々な困難を抱える子どもや子育て世帯に対し、より専門的かつきめ細やかな支援を展開します。具体的には、全ての子どもが安心して成長できる環境を確保するため、子どもの権利を尊重し、個々のニーズに応じた多角的な介入や支援を実施します。また、保護者の育児負担軽減と心身の健康を支えることで、家庭における養育機能の維持・向上を包括的にサポートします。あわせて、関係機関との連携を密にし、親子の養育環境や関係性の改善を図り、地域の子どもと家庭を総合的に支援します。

⑶　健康づくり・高齢者福祉

全ての年代の様々な健康状態やライフステージの市民を対象とした健康増進事業を展開し、その取組を支える地域づくりを行います。様々な機会を捉え、家庭訪問等により生活の場に直接関わりながら、健康課題の背景にある「生活」や「暮らし」を多角的に把握し、個人の課題に対する支援に留まらず、地域の健康課題への働きかけに発展させます。具体的には、生活習慣病の発症予防・重症化予防、がんの早期発見のための検診の普及、多様な感染症予防の啓発活動等を通し、市民一人ひとりの健康の向上を支援します。

地域全体の健康レベルの向上を目指し、自助・互助・共助・公助の考え方に基づき、地区組織、保健・医療・介護、教育機関、職域等と連携・協働していきます。

これらの取組に加え、地域包括ケアシステムの推進を核とし、高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らせるよう包括的な支援を展開します。具体的には、介護予防に関する知識の普及啓発や介護保険サービス等の適切な利用支援、さらには在宅医療・介護連携の推進により、医療と介護が一体となった支援体制を構築します。加えて、認知症の方とその家族への支援強化、高齢者虐待の未然防止・早期発見・家族（ケアラー）に着目した養護者支援を行う等、全ての高齢者が心身ともに健やかに、住み慣れた場所で安心して生活を継続できるような地域共生社会の実現を推進します。

⑷　障害保健福祉・難病対策

障害のある人もない人も、全ての人が互いの違いを認め合い、支え合って暮らせる共生社会の実現を目指し、多様なニーズに対応する支援を推進します。保健師は障害者支援や難病患者に関する相談支援、障害福祉サービス等の利用調整、障害者虐待等への迅速な対応、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく支援等、専門的な視点と多職種連携を基盤として包括的な支援を行います。

精神保健福祉においては、精神面の健康や精神科医療受診等に関する相談を含め、精神保健福祉に係る困難や生活上の課題を抱える方々やその家族に対し、医療機関、福祉機関等の関係機関と連携・協働し、個々の状況に応じた必要な支援を行います。

また、障害保健福祉に対する正しい理解と知識の普及啓発、こころの健康づくり支援、地域ネットワーク活動の推進、及び自殺予防に関する啓発活動等を行うことで、地域住民全体の健康の保持増進を推進していきます。

難病対策においては、難病に関する医療や療養生活等の相談支援、特に神経筋難病等、身体機能が段階的に変化する疾患においては、病状の進行に応じた医療・福祉ニーズを継続的に把握し、訪問活動等を通じて患者やその家族との関係性を構築し、表面化していない潜在的なニーズを早期に捉え必要な支援へとつなぎます。

⑸　重層的支援

複雑化・複合化した市民の健康課題に対応するため、重層的支援体制整備事業を推進しています。保健師もその重要な一員として参画し、生活困窮、ひきこもり、不良な生活環境等、多様な課題を抱える市民に対し、分野横断的な視点からアセスメントと相談支援を行います。関係機関との緊密な連携のもと、多機関連携による包括的な支援体制の構築に貢献し、誰一人取り残さない地域共生社会の実現に向け、その専門性を発揮していきます。

⑹　本庁等企画部門

本庁企画部門は、専門職としての能力と行政職としての能力を一層高めるとともに、市全体を俯瞰する幅広い視点を持ち、本市の持続的な発展と市民の保健福祉の向上に向けた重要な役割を担います。

本市の保健医療福祉の中核として全市的な計画の策定及び推進に携わり、保健福祉センターや事業所、本庁とのジョブローテーションで培った知識や経験、能力をいかして、地域の健康課題やニーズを市全体の施策へ反映します。

また、計画の策定や推進にあたっては、関連所属や関係団体、市民と協働し、保健福祉センター等から得られる情報や国の動向、他都市の先進事例を取り入れつつ、実効性の高い目標を設定し、事業実施に向けた企画立案や予算確保を行います。さらに、関係機関等と連携して事業を実施するとともに、その効果を評価し、改善につなげます。こうした取組を通じて、市民全体を対象とした事業を効果的に展開し、地域の健康や生活の質を向上させ、安心して健康的に暮らせる地域づくりを実現します。

なお、保健師統括部門においては、保健師の人材育成を総合的に推進し、専門性の維持・向上を図るため、研修等を企画・実施します。また、保健師のキャリア形成を促進するとともに、人材育成の取組の成果を確認し、必要に応じて改善を行いながら、質の高い保健福祉活動の継続を図ります。このような取組を通じて、目指すべき保健師像の実現と地域づくりに貢献できる体制の充実を目指します。